

奨学金給付規程

第1章 総則

(通則)

第1条 公益財団法人野島財団(以下「この法人」という。)定款第4条第1項の規定に基づき、この規程を定める。

(奨学生の資格)

第2条 この法人の奨学生となる者は、大学に在学する学生であって、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 学業優秀で、高い社会貢献意欲があるもの
- (2) 大学学部生で、最短の修業年限まで3年以内であること

(奨学金の給付及び金額)

第3条 奨学金の給付期間は、その者の在学する学校の最短修業年限の終期までとする。

2 この法人の奨学生の人数及び給付月額、毎事業年度の事業計画を勘案し、理事会が決定する。

3 この法人の奨学金は、原則として他の給付型奨学金との併給はできないものとする。

ただし、次に定める事由に該当する場合、この法人は、例外として併給を認めることができる。

- (1) 貸与型奨学金
 - (2) 高等教育の修学支援新制度(文部科学省)
 - (3) 「授業料の負担軽減を目的とした」大学独自の給付型奨学金
 - (4) 海外留学支援を目的とした「給付型奨学金」。ただし、当該奨学金を受給する者は、留学後に所定の留学レポートを提出するものとする。なお、留学により卒業年度が延期となった場合は、延期後の卒業年度まで奨学金の支給を継続することができる。
- 4 奨学金は、第15条の規定に該当する場合を除き、返還を要しない。

第2章 奨学生の採用及び奨学金の交付

(募集要項の公開)

第4条 この法人は、学生に広く応募の機会を開くため、募集要項は、当法人のWEBサイトにて公開するものとする。

(奨学生出願手続)

第5条 奨学生志望者は、次の各号に掲げる書類を、この法人に提出するものとする。

- (1) 扶養者と連署した奨学生願書

(2) 大学が発行する成績証明書

(3) その他必要な書類

(奨学生の決定)

第6条 この法人は、奨学生に応募した者の中から奨学生選考委員会が選考し、理事会が奨学生を決定する。

(決定通知)

第7条 前条の規定により奨学生が決定したとき、この法人は本人に通知する。

(奨学金の給付)

第8条 奨学金の給付は、この法人が指定する金融機関に設けた奨学生の預金口座に、3ヶ月毎に3ヶ月分ずつ振り込む方法により行うものとする。ただし、特別の事情のある者については、この限りではない。

(奨学金の給付の停止)

第9条 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは当該期間、奨学金の給付を停止することができる。

(奨学金の給付の復活)

第10条 前条の規定により奨学金の給付を停止された者が、その事由が消滅し願い出たときは、奨学金の給付を復活することができる。

(奨学金の打ち切り)

第11条 奨学生が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、奨学金の給付を打切ることができる。

(1) 退学したとき

(2) 停学その他の処分を受けたとき

(3) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないと認められるとき

(4) 第12条第1項の規定を履行しないとき

(5) 奨学金の給付を受けることを辞退したとき

(6) 刑事事件を起こしたとき

(7) その他、奨学金の給付を必要としない事情が生じたとき

(学業状況等の報告)

第 12 条 奨学生は、この法人からの求めがあった場合には、学業の状況に関して、面談等による報告をしなければならない。

2 奨学生は、卒業に当たって、卒業証明書をこの法人に提出しなければならない。

3 奨学生は、毎学期終了後2カ月以内に成績証明書をこの法人に提出しなければならない。

(奨学生に対する指導)

第 13 条 奨学生の資質の向上を図るため、学業及び生活に関して適切な指導を行うものとする。

(奨学生の届出義務)

第 14 条 奨学生は、次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、保護者と連署のうえ遅滞なく書面によりこの法人に届け出なければならない。

(1) 退学し、又は転学したとき

(2) 停学その他の処分を受けたとき

(3) 休学又は長期にわたって欠席したとき

(4) 復学したとき

(5) 通学方法を変更したとき

(6) 本人又は保護者の住所、氏名、電話番号等を変更したとき

(奨学金の返還請求)

第 15 条 この法人は、奨学生が、第 11 条の各号の一に該当し、かつ、故意による重大な違約が認められた場合は、第 3 条第 4 項の規定にかかわらず、当該期間に給付した奨学金の返還を求めることができる。

第 3 章 雑則

(実施細則)

第 16 条 この規程の実施について必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この規程は、この法人が公益認定を受けて移行の登記をした日から施行する。

<制定記録>

改定:令和元年12月13日

改定:令和 7 年 7 月 14 日